リース漁船の審査基準について

１．趣　　旨

リース漁船審査要領に基づく審査に当たっては、以下の審査基準に基づき評価することとする。

２．審査基準

（１）　安全性（復原・耐航性能）

審　査　項　目	審　査　基　準
１）量重心計算書による乾げん及び横メタセンタ高さ	１）別に定める「安全性に関する基準」を満たすこと。
２）復原てこ	２）別に定める「安全性に関する基準」を満たすこと。

（２）　操業面の性能

審　査　項　目	審　査　基　準
	以下の諸点に関し、当該リース漁船を評価又は既存漁船と比較すること。
１）操船面	１）操舵室からの航海時および操業時における視界の状況を作業効率の観点から評価する。
２）漁労作業面	２）甲板上における漁労機械の配置計画を、作業者の動線の確保及び作業効率の観点から評価する。
３）漁獲物処理面	３）冷凍準備室の構成、槽口の配置計画を、冷凍作業等の作業効率の観点から評価する。
４）荒天作業面	４）荒天時における航行及び作業時における船体動揺や波の打ち込み対策を、甲板上における作業の安全確保の観点から評価する。
５）推進性能面	５）船首部形状及び船尾部形状、舵とプロペラの相関及び主機関とプロペラの相関について、航走時及び漁労時双方の性能確保の観点から評価する。
６）居住性面	６）居住区画の面積について労働環境の改善の観点から評価する。
７）緊急時対応面	７）作業場、居住区画等からの脱出経路を乗組員の緊急時安全確保の観点から評価する。

（3）　船殻構造

審　査　項　目	審　査　基　準
	以下の諸点に関し、当該リース漁船を評価又は既存漁船と比較すること。
1）構　　　造	1）当該漁船の耐用年数向上対策及び目標とする耐用年数について、長期安全使用の観点から評価する。
2）船首部構造・形状	2）球状船首の形状・構造及び水面上の形状等を耐波性･凌波性の観点から評価する。
3）船尾部及び舵構造	3）船尾部及び舵構造の方式及び構造強度を長期安全使用の観点から評価する。
4）ブルワーク構造・形状	4）ブルワークの構造・形状を荒天時安全性の観点から評価する。

4.　　装　備

審　査　項　目	審　査　基　準
	以下の諸点に関し、当該リース漁船を評価又は既存漁船と比較すること。
1）推進機関等	1）主機関及び推進器等について推進性能の観点から評価する。
2）漁労機械	2）機械の能力及び配置を確認をするとともに、作業甲板における作業性の観点から評価する。
3）発電プラント	3）発電機について、往航時、漁労時、満載帰航時等の各使用状態における船内電力の供給能力確保の観点から評価する。
4）冷凍冷蔵装置	4）凍結設計条件及び保冷温度並びに冷凍圧縮機の能力について、漁獲物の品質及び付加価値の向上の観点から評 価する。
5）その他 ア）無線装置	5）その他 ア）無線装置の装備内容ついて確認するとともに、航海安全の観点から評価する。
イ）　航海・漁労計器	イ）航海・漁労計器の装備内容ついて確認するとともに、航海安全、漁獲性能の観点から評価する。

５． コストの低減

審 査 項 目	審 査 基 準
	以下の諸点に関し、当該リース漁船を評価又は既存漁船と比較すること。
1）イニシャル・コスト（建造費）の削減	1）建造費の低減対策及び低減された建造価格について評価する。
2）メンテナンス・コスト(修繕費)の削減	2）設計、計画上の修繕費の削減対策について評価する。
3）ランニング・コスト(運行費)の削減	3）推進性能、省人化による運行費の削減対策について評価する。

６．経営改善

審 査 項 目	審 査 基 準
経営改善計画	経営改善計画が提出されていることを確認する。